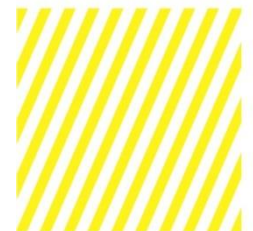


## 資料2-2

# 令和4年度 第1回 茨木市都市計画審議会

令和4年 7月13日

次なる  
茨木へ。



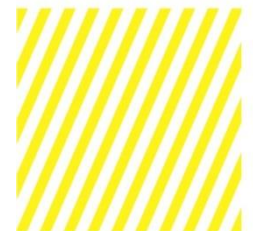
茨木には、次がある。

## 意見聴取案件

# 特定生産緑地の指定について

**生産緑地法第10条の2**に基づき、  
特定生産緑地の指定に関して都市計画審議会の意見を聴取するもの

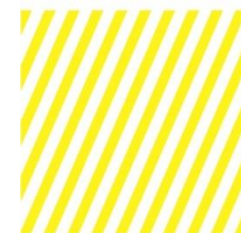
次なる  
茨木へ。



茨木には、次がある。

- 1 特定生産緑地制度
- 2 申請受付
- 3 指定予定
- 4 指定スケジュール

次なる  
茨木へ。



茨木には、次がある。

## 平成3年 生産緑地法改正

本市の約9割の生産緑地が平成4年指定

⇒ 令和4年で指定から30年が経過する

(買取り申出の「申出基準日」)

指定後30年(申出基準日)を経過すると…

土地利用の制限が継続する一方、税制特例措置が段階的になくなる

いつでも買取り申出(≡解除手続き)が可能となる

## 平成27年 都市農業振興基本法制定

都市農地の多様な役割を踏まえ、  
『宅地化すべきもの』から、  
『都市にあるべきもの』に位置付けられた。

## 平成29年 生産緑地法改正

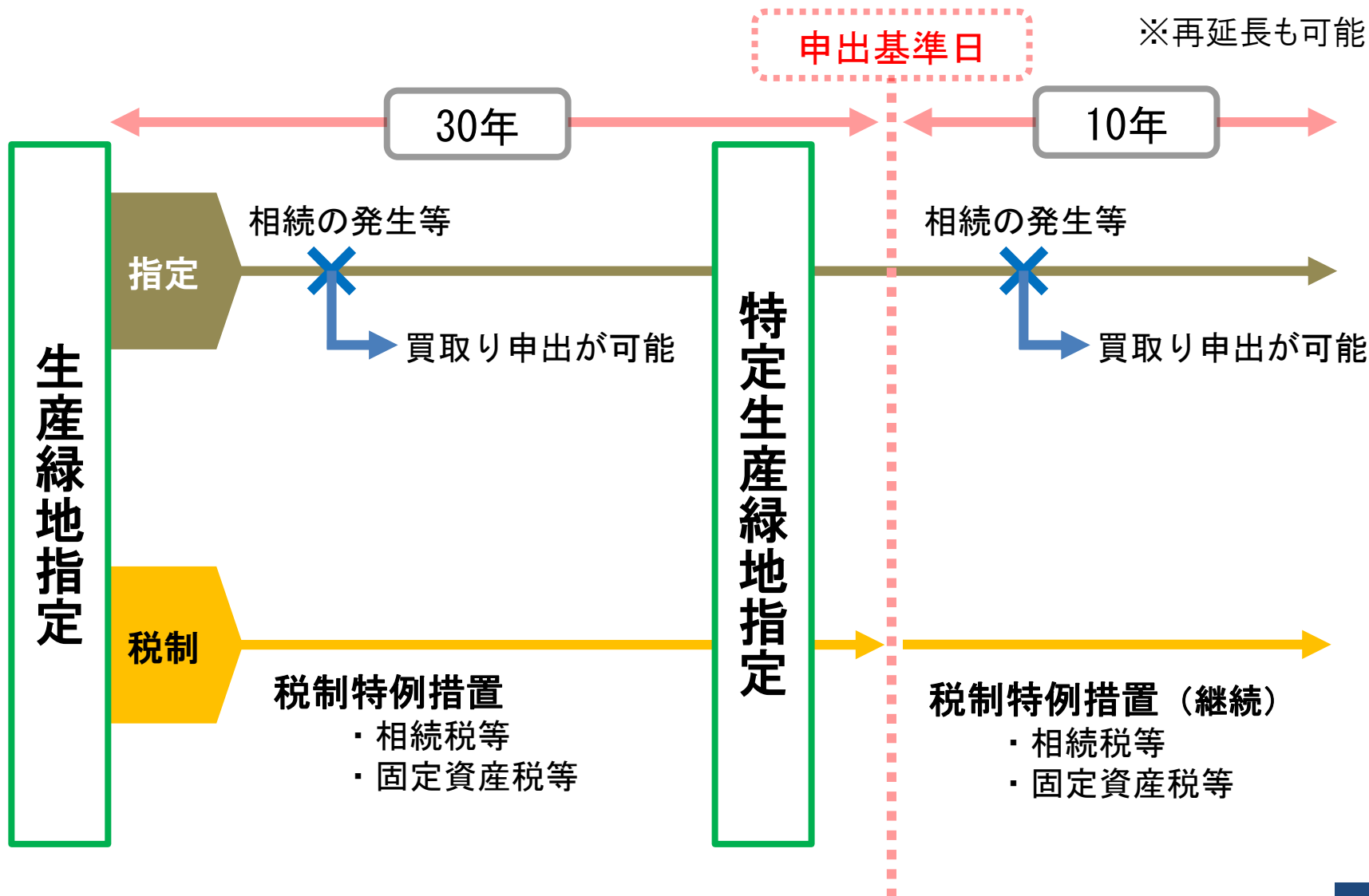
### 特定生産緑地制度 創設

申出基準日までに、特定生産緑地指定を受けると…

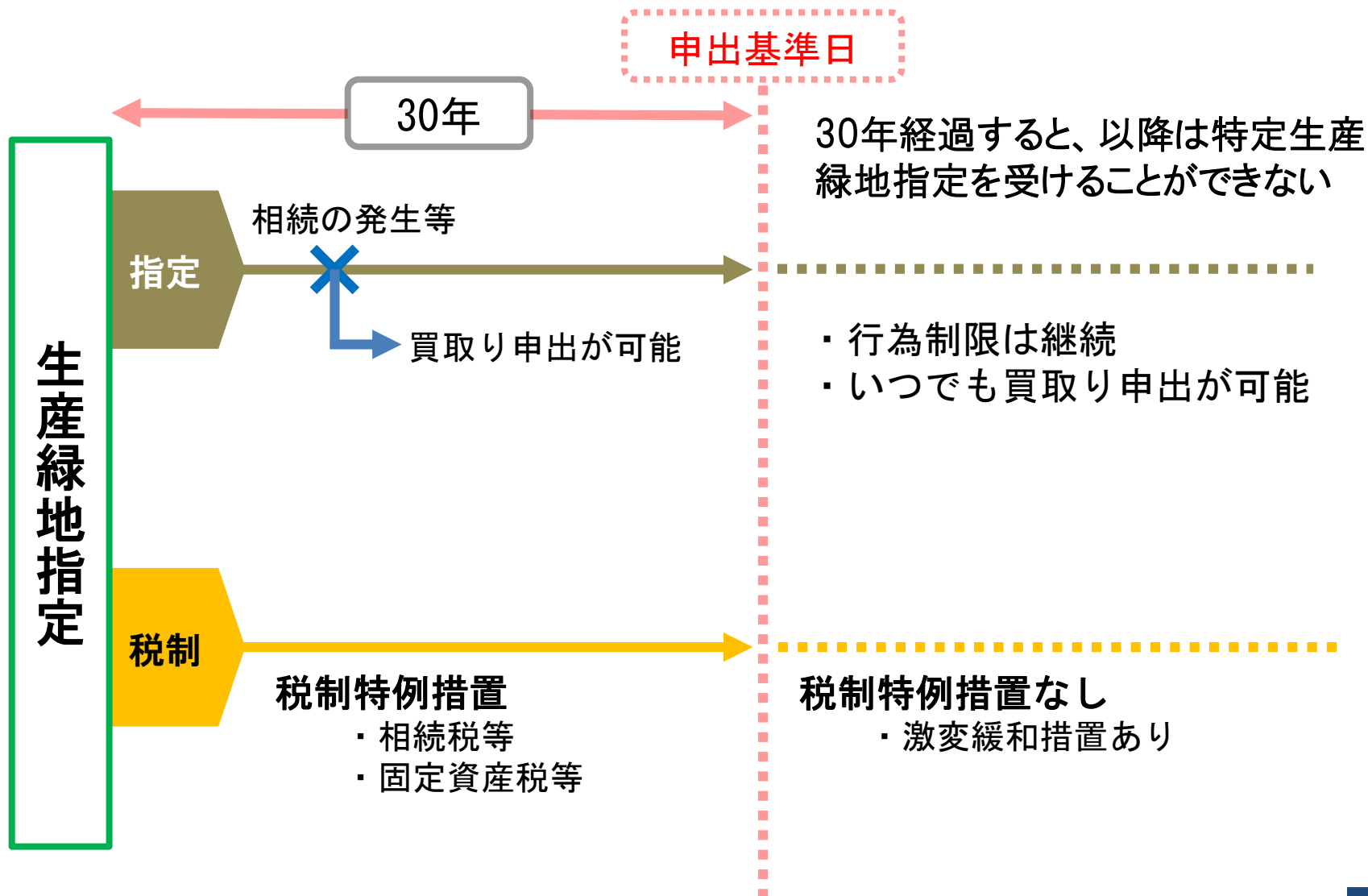
申出基準日が10年延長（10年後に再延長可能）

税制特例措置の適用が10年間延長

## (特定生産緑地の指定を受ける場合 (イメージ図) )



## (特定生産緑地の指定を受けない場合 (イメージ図) )



## 受付対象

## 平成4年指定の生産緑地

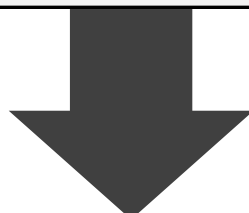
※平成5年指定の生産緑地は令和2年に全筆特定生産緑地に指定済み

生産緑地指定年	特定生産緑地 指定受付	備考
平成4年	○	平成4～5年指定の生産緑地が 全体の約9割を占める(面積ベース)
平成5年	○(全筆指定済み)	
平成6～8年	該当なし	
平成9年～	×	申出基準日まで相当の期間があるため 受付対象外



## 受付期間

令和2年 指定分	令和2年4月13日(月) ～令和2年8月31日(月)	令和2年12月2日(水) 公示済み
令和3年 指定分	令和2年9月1日(火) ～令和3年8月31日(火)	令和3年12月1日(水) 公示済み



**受付期間の延長**

〈今回対象分〉  
令和4年指定分

**令和3年9月1日(水)  
～令和4年3月31日(木)**

### 権利者への周知

- ・ 該当権利者への個別郵送 令和2年4月
- ・ 未申請者(令和3年3月時点)へ個別郵送(書留) 令和3年4月
- ・ 広報いばらき 令和2年4月・令和3年4月
- ・ 農業委員会だより 令和2年4月～令和4年1月(計5回)
- ・ 市ホームページ

### 最終期限前の意向確認

- ・ 未申請者(令和4年1月時点)へ電話、個別郵送(書留) 令和4年1月～3月

### 受付状況

令和3年9月1日 ～令和4年3月31日受付分	面積	人数	筆数
	4.6ha	30人	68筆

## (指定に関する生産緑地法の定め)

第10条の2<sup>(抜粋)</sup> 当該申出基準日以後においてもその保全を確実に行うことが良好な都市環境の形成を図る上で特に有効であると認められるもの(※)を、  
特定生産緑地として指定することができる。

### (※) 具体的内容

各市町村によって農地の賦存状況が異なるため、国としては明確な基準を設けておりません。地域の実情に沿って指定をして下さい(国交省作成 特定生産緑地指定の手引き)。

(法を踏まえた本市の指定の考え方)

下記 **I ~ III** を満たす生産緑地について、  
特定生産緑地指定を行う。

- I 農地等として適切に管理されていること
- II 生産緑地指定条件（生緑法第3条第1項各号(※)）を満たし、かつ、  
今後10年にわたって満たすことが見込まれること
- III 所有者が指定を受ける意向を示していること

(※)生産緑地法第3条第1項各号の具体的内容

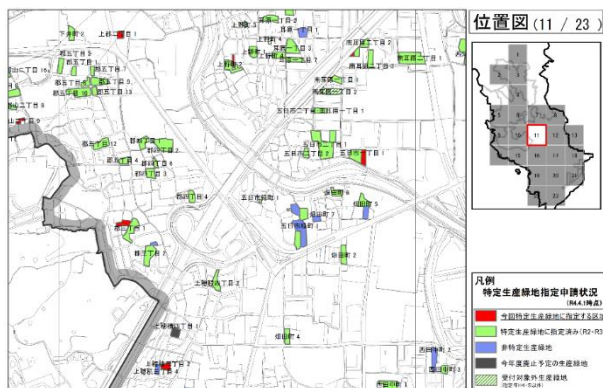
- ①公害又は災害の防止、農林漁業と調和した良好な生活環境の確保に相当の効用があり、公共施設等の敷地の用に供する土地として適していること。
- ②一団の農地（300㎡以上）を形成すること。
- ③用排水その他の状況を勘案して、農林漁業の継続が可能な条件を備えていると認められること。

## 審査結果

申請受付した生産緑地は、

いずれも『指定の考え方』に合致する。

	面積	人数	筆数
特定生産緑地 指定予定	4.6ha	30人	68筆



指定予定の各地区の位置については、  
資料 2 - 1 参照

## 最終集計

約8割が特定生産緑地の指定を受ける

	面積 (ha)	人数 (人)	筆数 (筆)
平成4・5年指定の生産緑地	43.0	283	644
令和2年12月指定済み	19.8	152	335
令和3年12月指定済み	10.6	62	163
令和4年8月指定見込み	4.6	30	68
<b>特定生産緑地合計</b>	<b>35.0 (81%)</b>	<b>244 (86%)</b>	<b>566 (88%)</b>
特定生産緑地に指定しない生産緑地	8.0 (19%)	39 (14%)	78 (12%)

指定申請の受付

令和3年9月1日  
～令和4年3月31日

茨木市都市計画審議会

令和4年7月13日

意見聴取（生産緑地法第10条の2第3項）

特定生産緑地指定（公示）

令和4年8月18日までに  
指定公示